

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2018年度春入学

一般入学試験（B日程・12月2日分）

試験科目：民法

1. 出題趣旨

本人から契約のための代理権を与えられていない者が契約に及んだ事例をもとに、無権代理が行われた場合に契約の相手方に認められる法的主張の理解を問う問題である。

設問1は、その前提として代理の要件の確認をしたものである。設問2では、本人に対して契約に基づく請求ができる、ということが本人への効果帰属の問題であること、無権代理の場合の原則的効果である効果不帰属を踏まえて、例外則としての表見代理を理解しているか、事案に対応する表見代理規定はどれで、その要件が何であるか、また要件のうちどれが問題になるかを正しく把握できるかを問うた。設問3は、相手方は117条に基づき無権代理人の責任を追及することができること、その内容としてとくに「履行」の意味が何で、それについて本問のように特定物の引渡しを内容とする場合に生じる問題を理解しているかを問うたものである。

2. 採点実感

設問1はよいとして、設問2は、効果不帰属という原則論の指摘や109条もしくは110条の選択（前者が自然であろう）までは書けている答案がほとんどであったが、要件を正しく挙げている答案は案外少なく、要件の充足（授權表示や基本代理権の問題）について問題点を正しく指摘できている答案は多くはなかった。また、なかには、109条と110条の区別がついていないものもあった。

設問3については、117条の責任のうち「履行」の具体的内容が何であるかや、本問では「履行」の内容が無権代理人には実現が困難な行為であることにまで言及している答案は一部のみであった。

全体的に話にならない答案は少なかったものの、細部まで含めて正確に理解できているかどうか、という点にまで及ぶと、やはり上位の答案と下位のそれとでは差がついた。

3. 学習方法

基礎的概念や要件・効果といった制度の骨格を正確に理解し習得するということを徹底することが大切である。また、知識を「使える」ものにするためには、日頃から基本書を読まなければならない。安直な学習は役に立たない。